

外国人観光客受入基盤整備事業Q&A

補助対象事業者		
No.	問	回答
1	民間企業単体での申請は可能ですか。	民間企業単体での申請は受け付けません。
2	申請団体は法人格を有する必要がありますか。任意団体でも申請可能ですか。	法人格を有する必要はなく、任意団体でも申請可能です。なお、会則を定め、責任者を明確にするなど、経理その他の事務についての確な管理体制と処理能力を有することを条件とします。
3	民間企業のみで任意の団体を設立し、申請することは可能ですか。	民間企業複数社がグループとなり、団体を設立しての申請は補助対象となります。ただし、No.2と同様、会則を定め、責任者を明確にするなど、経理その他の事務についての確な管理体制と処理能力を有することを条件とします。
4	県民局や市町が運営主体である協議会等も補助対象になり得ますか。	補助対象とします。
交付決定等のスケジュール・事業着手		
5	交付決定の時期はいつになるのでしょうか。	平成31年度のスケジュールは、3月下旬以降交付決定の予定です。
6	事業着手はいつから可能ですか。	(公社)ひょうごツーリズム協会からの補助金交付決定通知を受けてから、事業着手が可能です。それ以前に着手した経費は補助対象となりませんのでご注意ください。 4月1日事業開予定の申請については3月末までに交付決定を行います。着手は4月1日以降です。
7	委託事業者と契約を結ぶことは事業の着手に該当しますか。	着手に該当します。契約を結ぶ前段階での事前の打ち合わせや調整は着手に該当しません。

補助対象事業		
8	日本語版パンフレットを作成する費用は補助対象になりますか。	補助対象になりません。ただし、多言語パンフレットを作成する過程で、その元となる日本語版を作成する場合は、デザイン料については対象とします。日本語版の印刷費は対象外です。
9	日本語版ホームページを作成する費用は補助対象になりますか。	補助対象になりません。多言語ホームページが対象となります。
10	海外の旅行博出展や海外旅行社・マスメディアの招聘等のプロモーションは補助対象となりますか。	観光プロモーション自体は補助対象としません。ただし、外国人旅行者の受入基盤整備のための情報収集等を目的とする場合、それに必要な旅行社・マスメディアの招聘等にかかる費用は補助対象とします。
11	一時的なキャンペーンやイベント、モデル事業等は補助対象となりますか。	期間内に補助対象事業者が実施する事業で、外国人旅行者の受入基盤・受入体制の整備・充実につながる事業であれば対象となり得ます。
12	毎年継続して行っているような事業も対象となりますか。	老朽化した多言語観光案内板の再設置、既存の多言語パンフレットの単なる刷り増し、既存の多言語Webサイトの維持管理費など、新たな要素が加わらない事業は対象としません。
13	多言語通訳システムの月額使用料などのランニングコストは補助対象となりますか。	補助事業の期間内(2019. 4~2020.2)に限り、補助対象となります。ただし、新規導入に限りません。既存のものを改修する場合において、新たなランニングコストが発生する部分のみ対象となります。
14	タブレットの購入経費は補助対象となりますか。	通訳サービスシステムや多言語観光案内アプリなどの導入のために必要であり、それらの導入とあわせて購入する場合は補助対象となります。タブレットのみの購入は補助対象としません。
15	スマートフォン、タブレット決済の導入も対象となりますか。	補助対象とします。ただし、外国人旅行者が利用できるものに限りません。
その他		
16	公募要領の事業例に記載されている事業であれば、必ず採択されると考えてよいですか。	事業認定(採択)は、全体の応募状況や応募内容、予算等を総合的に考慮し決定しますので、事業例に記載されているからといって採択を保証するものではありません。